

## 青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」の進行管理について

### 1 進行管理の必要性

#### ○ 次世代育成支援対策推進法

第9条 (略)

- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならない。

#### ○ 行動計画策定指針

三 (略)

- 5 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検・評価及び推進体制

法第八条第七項及び第九条第七項では、市町村及び都道府県は、定期的に、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画等に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされていることから、各種施策が利用者の直面している問題や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映させる、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCA サイクル)を確立することが重要である。

この際、これら一連の過程を開かれたものとするため、地域における子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行う NPO 等が参画する場を設けることも考えられる。その際、地域協議会などを活用することも考えられる。

また、法第8条第6項及び第9条第6項では、市町村及び都道府県は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

### 2 進行管理の基本的な考え方

プランの着実な推進を図るため、プランに掲げた5つの「施策の基本方針」に関連する個別事業の実施状況及び各施策の達成状況を毎年度、把握、点検・評価し、その結果を次年度以降の施策に適切に反映させ、効果的・効率的な予算編成や事業実施につなげるPDCAサイクルにより進行管理を行う。

これら一連の過程は、青森県次世代育成支援対策庁内推進会議及び青森県次世代育成支援対策地域協議会を活用しながら実施する。

### 3 主なポイント

#### (1) PDCAサイクルの実効性の確保

⇒「青森県基本計画未来への挑戦」の政策点検システムと整合性を図った点検・評価、関係

部局による連携事業の提案

(2) 地域の実情をプラン推進に的確に反映

⇒青森県次世代育成支援対策地域協議会での協議

(3) 庁内関係部局との連携体制の強化

⇒青森県次世代育成支援対策庁内推進会議における連携の強化

#### 4 実施状況の把握、点検・評価

(1) 把握、点検・評価の区分

区 分	内 容
個別事業	毎年度の実績を把握、点検・評価する。
施策	5つの「施策の基本方針」ごとに掲げられている「施策目標」について、毎年度、達成状況を把握、点検・評価する。

(2) 点検・評価の主体

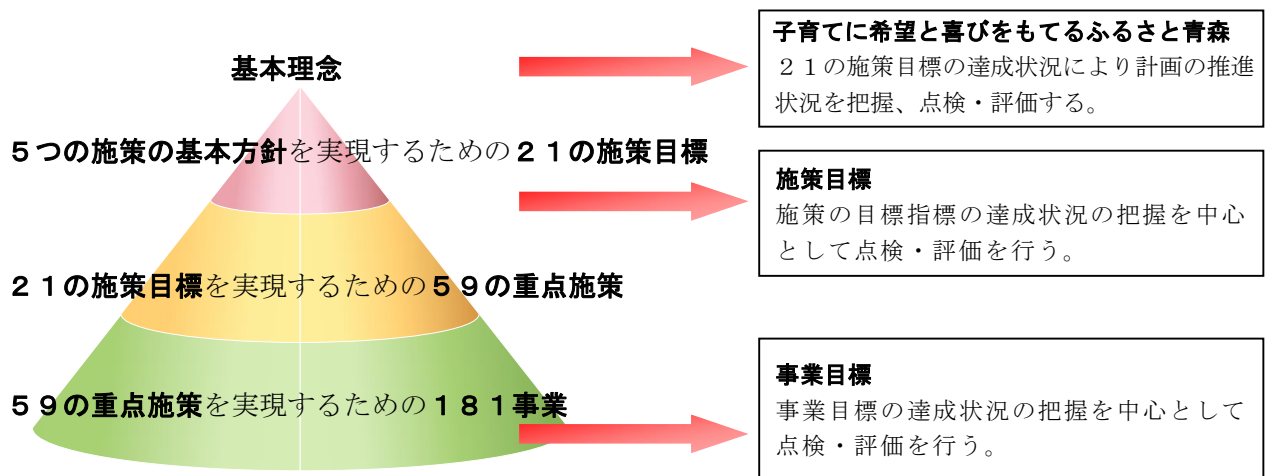
関係各課が関連事業を自己点検・評価し、こどもみらい課がとりまとめる。

(3) 点検・評価の内容

- ① 関係各課が、5つの「施策の基本方針」に関連する各事業及び目標指標の前年度の実績・達成状況を把握し、現状や課題、今後の取組の方向性を検証する。
- ② ①の関係各課からの報告・意見をもとに、こどもみらい課が5つの「施策の基本方針」ごとに現状や課題、今後の取組の方向性をとりまとめる。
- ③ 青森県次世代育成支援対策庁内推進会議において協議する。
- ④ 青森県次世代育成支援対策地域協議会から意見聴取する。
- ⑤ ④の結果を青森県次世代育成支援対策庁内推進会議構成課に報告し、次年度以降の予算編成や事業実施に反映させる。

(4) 実施状況の公表

とりまとめた点検・評価結果を青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)の年度報告書としてホームページ等で公表する。



#### 5 今年度の点検・評価

平成22年度報告書の報告対象は、平成21年度(前期計画の最終年度)の実施状況となるが、後期計画は前期計画の施策体系を継承しているため、後期計画と同様の点検・評価を行う。